

○墨田区心身障害者福祉手当条例

昭和48年9月29日

条例第22号

改正 昭和49年3月30日条例第15号

昭和49年6月28日条例第35号

昭和49年9月30日条例第39号

昭和50年9月30日条例第41号

昭和51年9月30日条例第27号

昭和52年9月30日条例第21号

昭和53年9月30日条例第27号

昭和55年9月30日条例第25号

昭和56年3月31日条例第10号

(題名改称)

昭和56年9月30日条例第23号

昭和57年9月30日条例第35号

昭和58年9月30日条例第32号

昭和59年9月28日条例第25号

昭和60年9月30日条例第22号

昭和61年3月31日条例第19号

昭和61年9月30日条例第29号

昭和62年3月14日条例第11号

昭和62年9月30日条例第27号

昭和63年9月30日条例第25号

平成元年9月29日条例第29号

平成2年9月28日条例第34号

平成3年3月14日条例第12号

平成4年3月31日条例第16号

平成5年3月30日条例第17号
平成6年3月30日条例第10号
平成7年3月14日条例第16号
平成8年3月28日条例第14号
平成11年3月12日条例第15号
平成12年3月30日条例第35号
平成15年3月19日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、心身に障害のある者（以下「障害者」という。）に対して、心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（昭56条10・一部改正）

(用語の定義)

第2条 この条例において、障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
ただし、第1号、第2号及び第4号に係るものにあつては、別表に定める程度の障害を有する者とする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者
- (4) 戦傷病者
- (5) 区長が別に定める疾病を有する者

（昭50条41・全部改正、昭56条10・平11条15・一部改正）

(支給要件)

第3条 手当は、墨田区に住所を有する障害者に支給する。ただし、障害者となった年齢が65歳以上の者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

- (1) 前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める額を超えるとき。
- (2) 規則で定める施設に入所しているとき。
- (3) 障害者の保護者が、当該障害者に係る墨田区児童育成手当条例（昭和46年墨田区条例第19号）に基づく障害手当を受けているとき又は同条例第4条第2項の規定により受けられないとき。
- (4) 障害者となった年齢が65歳未満の者で、65歳に達する日の前日までに次条に規定する認定の申請を行わなかったもの（規則で定める事由により申請を行わなかった者を除く。）

（昭49条15・昭49条35・昭50条41・昭61条19・昭62条11・平12条35・平15条11・一部改正）

（受給資格の認定）

第4条 手当の支給を受けようとする者は、区長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

（受給資格の消滅）

第5条 受給資格は、前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 墨田区に住所を有しなくなったとき。
- (3) その他手当の支給要件に該当しなくなったとき。

（昭50条41・一部改正）

（手当の額）

第6条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、別表に定めるとおりとする。

（昭49条15・昭49条35・昭50条41・昭56条10・一部改正）

(支給期間等)

第7条 手当は、第4条の規定による認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支給する。ただし、区長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(昭50条41・一部改正)

(手当の返還)

第8条 区長は、偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、その者から当該手当を返還させることができる。

(届け出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 第5条第2号及び第3号に該当するとき。
- (2) 区内で住所を変更したとき。
- (3) 前各号のほか規則で定める事項に該当するとき。

(昭50条41・一部改正)

(申請等の代行)

第10条 第4条に規定する申請及び前条に規定する届出は、当該行為を行おうとする者に代わって、その者を介護している者で次の各号のいずれかに該当するものが行うことができる。手当の受領に関しても、また同様とする。

- (1) 障害者の配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 障害者の親権者、後見人及び保佐人
- (3) 前各号のほか区長が適当と認める者

(昭50条41・昭57条35・一部改正)

(支給の始期の特例)

第11条 東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と

同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当の支給された最後の月の翌月から起算して3月以内に認定の申請があったときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。

- 2 災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかった場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けたときは、その受けた月分の手当は支給しない。

(昭49条35・追加、昭50条41・一部改正)

(状況調査)

- 第12条 区長は、必要があると認めたときは、受給者又は当該受給者の同居の親族に対し、報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(昭49条35・追加、昭50条41・一部改正)

(委任)

- 第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(昭49条35・旧第11条繰下、昭50条41・一部改正)

付 則

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和48年11月1日から施行する。
- 2 昭和48年11月1日から昭和49年2月28日までの間に認定の申請をした者については、昭和48年10月1日に第3条の規定に該当していた者にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があったものとみなす。
- 3 第7条第2項の規定にかかわらず、昭和48年10月分から同年12月分までの手当は、昭和49年1月に、昭和49年1月分から同年3月分までの手当は、同年4月に支給する。

付 則 (昭和49年3月30日条例第15号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和49年6月28日条例第35号）

この条例は、昭和49年8月1日から施行する。

付 則（昭和49年9月30日条例第39号）

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

付 則（昭和50年9月30日条例第41号）

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

付 則（昭和51年9月30日条例第27号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行し、昭和51年10月分の手当から適用する。

付 則（昭和52年9月30日条例第21号）

この条例は、昭和52年10月1日から施行し、昭和52年10月分の手当から適用する。

付 則（昭和53年9月30日条例第27号）

この条例は、昭和53年10月1日から施行し、昭和53年10月分の手当から適用する。

付 則（昭和55年9月30日条例第25号）

1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の墨田区重度心身障害者福祉手当条例別表2の規定は、昭和55年10月分の手当から適用する。

付 則（昭和56年3月31日条例第10号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年9月30日条例第23号）

1 この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、昭和56年10月分の手当から適用する。

付 則（昭和57年9月30日条例第35号）

- 1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、昭和57年10月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（昭和58年9月30日条例第32号）

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、昭和58年10月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（昭和59年9月28日条例第25号）

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、昭和59年10月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（昭和60年9月30日条例第22号）

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、昭和60年10月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（昭和61年3月31日条例第19号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、昭和61年4月分の心身障害者福祉手当から適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の条例第3条第2項第3号の規定にかかわらず、昭和61年4月1日から昭和64年3月31日までの間、墨田区老人福祉手当条例に基づく手当を受けることとなる者又は墨田区児童育成手当条例に基づく障害手当を当該障害者の保護者が受けることとなる者で、この条例による改正前の墨田区心身障害者福祉手当条例を適用することとした場合に心身障害者福祉手当が受けられることとなるものに対し、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手当を

支給する。

昭和61年4月1日から昭和62年3月31日 日まで	3,500円
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日 日まで	2,000円
昭和63年4月1日から昭和64年3月31日 日まで	1,000円

付 則（昭和61年9月30日条例第29号）

- 1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、昭和61年10月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（昭和62年3月14日条例第11号）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例第3条第2項第3号の規定は、昭和62年4月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（昭和62年9月30日条例第27号）

- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、昭和62年10月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（昭和63年9月30日条例第25号）

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、昭和63年10月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（平成元年9月29日条例第29号）

- 1 この条例は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、平成元年10月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（平成2年9月28日条例第34号）

- 1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、平成2年10月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（平成3年3月14日条例第12号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、平成3年4月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（平成4年3月31日条例第16号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、平成4年4月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（平成5年3月30日条例第17号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、平成5年4月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（平成6年3月30日条例第10号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、平成6年4月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（平成7年3月14日条例第16号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、平成7年4月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（平成8年3月28日条例第14号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例別表の規定は、平成8年

4月分の心身障害者福祉手当から適用する。

付 則（平成11年3月12日条例第15号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月30日条例第35号）

- 1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の墨田区心身障害者福祉手当条例（以下「改正前の条例」という。）によりこの条例の施行の日の前日の属する月の分（以下「前月分」という。）の心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給を受けた者又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村（以下「他区市町村」という。）において、改正前の条例による手当と同種の手当で前月分のものの支給を受けた者については、この条例による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項ただし書及び第2項第4号の規定にかかわらず、手当を支給する。
- 3 他区市町村に住所を有していた者のうち引き続き墨田区の区域内に住所を有することとなったもので他区市町村において改正前の条例による手当と同種の手当の支給を受けていたものについては、改正後の条例第11条に定める期間内に認定の申請があった場合に限り、改正後の条例第3条第1項ただし書及び第2項第4号の規定にかかわらず、手当を支給する。

付 則（平成15年3月19日条例第11号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表

（昭56条10・追加、昭56条23・昭57条35・昭58条32・昭59条25・昭60条22・昭61条19・昭61条29・昭62条27・昭63条25・平元条29・平2条34・平3条12・平4条16・平5条17・平6条10・平7条16・平8条14・平11条15・一部改正）

障害者の区分		手当額
身体障害者	1 障害程度等級表の2級以上の障害	15,500円

	を有する者	
	2 障害程度等級表の3級の障害を有する者	7,750円
知的障害者	1 知的発達の遅滞の程度が中度以上である者	15,500円
	2 知的発達の遅滞の程度が軽度である者	7,750円
戦傷病者	第3項症以上の障害を有する者	15,500円
脳性麻痺 ^ひ 又は進行性筋萎縮症 ^い を有する者		15,500円
区長が別に定める疾病を有する者		15,500円

備考

- 1 障害程度等級表とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表をいう。
- 2 第3項症以上の障害を有する者とは、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項第1号の規定に基づく戦傷病者手帳の交付を受けた者で、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に定める第3項症以上の障害を有するものをいう。
- 3 障害者の区分中2以上に該当する場合においても手当の併給はしない。

○墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則

昭和48年10月20日

規則第42号

改正 昭和49年3月30日規則第10号

昭和49年7月30日規則第39号

昭和49年12月16日規則第50号

昭和50年10月1日規則第56号

昭和51年7月1日規則第30号

昭和51年10月1日規則第39号

昭和52年8月1日規則第38号

昭和53年3月31日規則第17号

昭和53年7月31日規則第37号

昭和54年7月31日規則第34号

昭和54年11月1日規則第47号

昭和55年7月31日規則第43号

昭和56年3月31日規則第14号

(題名改称)

昭和56年5月30日規則第22号

昭和56年8月1日規則第26号

昭和56年9月30日規則第29号

昭和57年8月10日規則第44号

昭和58年8月1日規則第32号

昭和58年11月30日規則第40号

昭和59年8月1日規則第38号

昭和59年12月26日規則第62号

昭和60年8月1日規則第37号

昭和60年12月23日規則第44号

昭和61年8月1日規則第48号
昭和61年9月20日規則第49号
昭和62年7月30日規則第40号
昭和62年9月30日規則第45号
昭和63年7月30日規則第38号
昭和63年9月30日規則第39号
平成元年7月31日規則第42号
平成元年9月30日規則第53号
平成2年7月31日規則第44号
平成2年9月29日規則第51号
平成3年1月4日規則第4号
平成3年7月31日規則第44号
平成3年10月1日規則第50号
平成4年7月31日規則第36号
平成4年10月1日規則第44号
平成5年6月30日規則第36号
平成5年9月27日規則第39号
平成5年12月24日規則第55号
平成6年8月1日規則第58号
平成6年12月28日規則第89号
平成7年7月31日規則第40号
平成7年9月29日規則第48号
平成8年2月1日規則第1号
平成8年4月1日規則第52号
平成8年7月31日規則第70号
平成8年10月31日規則第82号
平成8年12月25日規則第88号

平成9年7月31日規則第42号
平成9年12月26日規則第58号
平成10年4月30日規則第54号
平成10年7月31日規則第61号
平成10年9月30日規則第73号
平成10年11月30日規則第77号
平成11年3月31日規則第46号
平成11年7月30日規則第70号
平成12年3月31日規則第42号
平成12年7月31日規則第94号
平成13年5月28日規則第64号
平成13年7月31日規則第76号
平成14年5月31日規則第53号
平成14年7月31日規則第63号
平成14年9月30日規則第68号
平成15年3月31日規則第13号
平成16年3月31日規則第31号
平成16年11月5日規則第68号
平成17年3月31日規則第25号
平成17年10月20日規則第109号
平成18年6月12日規則第62号
平成18年9月29日規則第75号
平成20年3月31日規則第43号
平成21年12月1日規則第67号
平成23年9月30日規則第47号
平成24年3月31日規則第28号
平成25年3月29日規則第23号

平成26年3月31日規則第14号
平成27年2月17日規則第11号
平成27年8月11日規則第72号
平成28年1月4日規則第2号
平成28年12月28日規則第99号
平成30年6月29日規則第42号
平成30年12月11日規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区心身障害者福祉手当条例（昭和48年墨田区条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭49規10・昭56規14・一部改正)

(疾病の範囲)

第1条の2 条例第2条第5号に規定する疾病は、次に掲げるものとする。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。次項及び第6条において「法」という。）第5条第1項に規定する指定難病
- (2) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。次項及び第6条において「都規則」という。）別表第1に掲げる疾病

2 前項に規定する疾病の範囲及び認定の基準は、法に基づく特定医療費の支給及び都規則に基づく医療費の助成の例による。

(昭53規17・追加、平25規23・平27規72・一部改正)

(所得の額)

第2条 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める額は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	3,604,000円

1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円(所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族にあつては1人につき480,000円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)にあつては1人につき630,000円)を加算して得た額
------	--

2 前項の扶養親族等については、条例第2条の障害者(第4条第2項第2号を除き、以下「障害者」という。)が20歳以上の者にあつては当該障害者の、障害者が20歳未満の者にあつては当該障害者の配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者で主として当該障害者の生計を維持するものの扶養親族等とする。

(平12規94・全部改正、平13規76・平14規63・平21規67・平23規47・平24規28・一部改正)

(所得の範囲)

第3条 条例第3条第2項第1号に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(昭50規56・追加)

(所得の額の計算方法)

第4条 条例第3条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用が

ある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第7項(同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項(同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者(条例第

2条に規定する者の所得の場合にあっては、その者を除く。) 1人につき、27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者(同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第二号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。)の納税義務者(同項第十三号に規定する合計所得金額が百二十五万円を超える者に限る。以下この号において同じ。)及び同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。)については、27万円(当該控除を受けた者が同法第314条の2第3項に規定する寡婦(同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三百十四条の二第三項に該当する者を含む。)である場合には、35万円)

(4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(昭50規56・追加、昭51規30・昭53規37・昭60規37・昭63規38・平元規42・平2規44・平5規55・平9規42・平11規70・平14規63・平16規31・平18規62・平20規43・平23規47・平28規99・一部改正)

(施設)

第5条 条例第3条第2項第2号の規則で定める施設は、次に掲げる施設(通所によ

り利用する施設を除く。)とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であって、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人が設置する施設
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であって区長が定めるもの
(昭49規39・追加、昭49規50・一部改正、昭50規56・旧第2条繰下・一部改正、昭59規62・平3規4・平11規46・平16規31・平18規75・平23規47・平24規28・平25規23・平26規14・一部改正)

(規則で定める事由により申請を行わなかった者)

第5条の2 条例第3条第2項第4号の規則で定める事由により申請を行わなかった者は、次に掲げる者とする。

- (1) 65歳に達する日の前日において前条に規定する施設（以下この条において「施設」という。）に入所していた者で、65歳に達した日以後に施設を退所し、施設に入所していないもの
- (2) 65歳に達する日の前日において条例第3条第2項第1号に該当している者で、65歳に達した日以後に同号に該当していないもの

(3) 65歳に達する日の前日に東京都の区域外に住所を有していた者又は他の特別区若しくは東京都の区域内の他の市町村において、条例による心身障害者福祉手当と同種の手当を受給していた者で、65歳に達した日以後に墨田区の区域内に住所を有しているもの

(平12規94・追加、平15規13・平25規23・平26規14・平28規2・一部改正)

(受給資格の認定)

第6条 条例第4条の規定による受給資格の認定の申請は、心身障害者福祉手当認定申請書(第1号様式)及び同意書(第1号の2様式)に次の各号のいずれかの書類を添えて行わなければならない。

(1) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)又は障害の程度が分かる医師の診断書

(2) 条例第2条第2号に該当する者にあつては、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第5条の規定により交付を受けた愛の手帳(以下「愛の手帳」という。)又は障害の程度が分かる医師の診断書

(3) 条例第2条第3号に該当する者にあつては、障害の程度が分かる医師の診断書

(4) 条例第2条第4号に該当する者にあつては、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項第1号の規定により交付を受けた戦傷病者手帳(以下「戦傷病者手帳」という。)

(5) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、法第7条第4項の規定により交付を受けた医療受給者証、都規則第6条の規定により交付を受けた医療券(以下「医療券」という。)又は児童福祉法第19条の3第7項の規定により交付を受けた医療受給者証の写し。ただし、生活保護法第6条第1項の被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定

する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者のうち都規則別表第1に掲げる疾病を有するもの（第9条第3項第5号において「被保護者等」という。）の場合は、心身障害者福祉手当特殊疾病（難病）確認用診断書（第1号の3様式）とする。

- 2 前項に規定する申請を行おうとする者は、同項に定めるもののほか、前年の所得（1月から7月までに行う申請については、前々年の所得）の状況を証する書類を添付しなければならない。
- 3 区長は、第16条の規定により、前2項の書類の添付を省略させるときは、区長が公簿等により確認することについて同意する書類を提出させるものとする。

（平10規61・全部改正、平14規63・平17規25・平20規43・平21規67・平23規47・平25規23・平26規14・平27規11・平27規72・平30規42・一部改正）

（認定及び不認定の通知）

第7条 区長は、前条の申請があった場合において、当該申請者が条例第3条に規定する支給要件に該当しているかどうかを調査し、受給資格があると認めたときは、心身障害者福祉手当受給者台帳（第2号様式）に登載し、心身障害者福祉手当認定通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知する。

- 2 区長は、前項の規定による調査の結果、受給資格がないと認めたときは、心身障害者福祉手当受給資格不認定通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知する。
- 3 区長は、第1項の規定にかかわらず、受給者台帳に代えて電子計算組織により当該事務を処理することができる。

（昭49規39・旧第3条繰下、昭50規56・旧第4条繰下・一部改正、

昭56規14・平10規61・平12規42・平20規43・平21規67・
平25規23・一部改正)

(受給資格の消滅通知)

第8条 区長は、受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）の受給資格が条例第5条の規定により消滅したときは、心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書（第5号様式）により、当該受給者であった者に通知する。ただし、同条第1号に該当する場合は、この限りでない。

(昭49規39・旧第4条繰下、昭50規56・旧第5条繰下、昭56規14・平10規61・平21規67・一部改正)

(届出)

第9条 条例第9条第1号の規定による届出は心身障害者福祉手当受給資格消滅届（第6号様式）により、同条第2号及び第3号の規定による届出は心身障害者福祉手当受給者住所氏名等変更届（第7号様式）により行うものとする。

2 条例第9条第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給者の氏名変更
- (2) 受給者の障害程度変更
- (3) 受給辞退
- (4) 受領代行者の変更
- (5) 金融機関の変更

3 第1項の受給資格消滅届には認定通知書を、同項の受給者住所氏名等変更届には認定通知書のほか、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、身体障害者手帳又は障害の程度が分かる医師の診断書
- (2) 条例第2条第2号に該当する者にあつては、愛の手帳又は障害の程度が分かる医師の診断書
- (3) 条例第2条第3号に該当する者にあつては、障害の程度が分かる医師の診断書

(4) 条例第2条第4号に該当する者にあつては、戦傷病者手帳

(5) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、医療受給者証又は医療券の写し。ただし、被保護者等の場合は、心身障害者福祉手当特殊疾病（難病）確認用診断書とする。

(6) 前項第4号の受領代行者の変更の場合にあつては、新たな受領代行者であることを証する書類

(7) 第16条の規定により、第1号から第5号までに掲げる書類に代えて、区長が公簿等により確認することについて同意する書面

4 条例第10条の規定により、受給者に代わって墨田区心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を受領している者は、当該受給者が死亡した場合において、その旨を第1項の受給資格消滅届により区長に提出するものとする。

（昭49規39・旧第5条繰下、昭50規56・旧第6条繰下・一部改正、昭56規14・平10規61・平14規63・平17規25・平20規43・平21規67・平23規47・平25規23・平26規14・平27規11・一部改正）

（手当の種類及び額の変更通知）

第9条の2 区長は、受給者の手当の種類及び額を変更すべき事由が生じた場合は、心身障害者福祉手当変更通知書（第7号の2様式）により、当該受給者に通知する。

（平13規76・追加、平21規67・一部改正）

（未支払手当）

第10条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）その他の親族に支払う。

（昭49規39・旧第6条繰下、昭50規56・旧第7条繰下、平20規43・平30規42・一部改正）

（申請等の代行）

第11条 条例第10条第3号に規定する区長が適当と認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保佐監督人
- (2) 補助人
- (3) 補助監督人
- (4) 障害者の縁故者で事実上当該障害者を介護しているもの

(平12規42・全部改正、平23規47・平25規23・一部改正)

(支払時期の特例)

第12条 条例第7条第2項ただし書に規定する特別の事由は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支払時期が経過した後において支払うとき。
- (3) 災害、疾病等区長が特に必要と認める事由があるとき。

(昭49規39・追加、昭50規56・旧第9条繰下、平25規23・一部改正)

(手当の返還請求)

第13条 条例第8条の規定による手当の返還請求は、心身障害者福祉手当返還請求書(第8号様式)により手当を返還すべき者に通知して行う。

(昭49規39・追加、昭50規56・旧第10条繰下・一部改正、昭56規14・平21規67・一部改正)

(現況届)

第14条 受給者は、毎年10月1日から同月31日までの間に、心身障害者福祉手当現況届(第9号様式)に区長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。ただし、区長は、現況届又は区長が必要と認める書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができるときは、当該現況届又は当該書類の提出を省略することができる。

(昭49規39・追加、昭50規56・旧第11条繰下、平14規63・平

15規13・平16規31・平21規67・平28規2・一部改正)

(支給の停止)

第15条 区長は、受給者が前条に規定する現況届又は区長が必要と認める書類を提出しないことにより当該受給者の受給資格が明らかでないときは、当該受給資格が明らかになるまでの間、手当の支給を停止することができる。

(平16規31・追加)

(公簿等の確認)

第16条 区長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(昭49規39・追加、昭50規56・旧第12条繰下・一部改正、平16規31・旧第15条繰下)

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

付 則 (昭和49年3月30日規則第10号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則 (昭和49年9月30日規則第39号)

この規則は、昭和49年8月1日から施行する。

付 則 (昭和49年12月16日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

付 則 (昭和50年10月1日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年7月1日規則第30号)

この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

付 則 (昭和51年10月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和52年8月1日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和53年3月31日規則第17号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和53年7月31日規則第37号）

この規則は、昭和53年8月1日から施行する。

付 則（昭和54年7月31日規則第34号）

この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

付 則（昭和54年11月1日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。

付 則（昭和55年7月31日規則第43号）

この規則は、昭和55年8月1日から施行する。

付 則（昭和56年3月31日規則第14号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年5月30日規則第22号）

この規則は、昭和56年6月1日から施行する。

付 則（昭和56年8月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和56年9月30日規則第29号）

この規則は、昭和56年10月1日から施行する。

付 則（昭和57年8月10日規則第44号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則により改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則第2条の規定は、昭和57年8月以降の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和58年8月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年11月30日規則第40号）

この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

付 則（昭和59年8月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年12月26日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中36特発性拡張型（うっ血型）心筋症に係る部分については、昭和60年1月1日から施行する。

付 則（昭和60年8月1日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和60年12月23日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中38シャイ・ドレーガー症候群に係る部分については、昭和61年1月1日から施行する。

付 則（昭和61年8月1日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61年9月20日規則第49号）

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中40表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）に係る部分については、昭和62年1月1日から施行する。

付 則（昭和62年7月30日規則第40号）

この規則は、昭和62年8月1日から施行する。

付 則（昭和62年9月30日規則第45号）

この規則中41特発性門脈圧亢進症に係る改正規定は昭和62年10月1日から、42膿疱性乾癬のうほう せんに係る改正規定は昭和63年1月1日から施行する。

付 則（昭和63年7月30日規則第38号）

この規則は、昭和63年8月1日から施行する。

付 則（昭和63年9月30日規則第39号）

この規則中43ミオトニー症候群に係る改正規定は昭和63年10月1日から、44広範脊柱管狭窄症せき さくに係る改正規定は昭和64年1月1日から施行する。

付 則（平成元年7月31日規則第42号）

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

付 則（平成元年9月30日規則第53号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中46原発性胆汁性肝硬変に係る部分については、平成2年1月1日から施行する。

付 則（平成2年7月31日規則第44号）

この規則は、平成2年8月1日から施行する。

付 則（平成2年9月29日規則第51号）

この規則は、平成2年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中48重症急性膵炎に係る部分については、平成3年1月1日から施行する。

付 則（平成3年1月4日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年7月31日規則第44号）

この規則は、平成3年8月1日から施行する。

付 則（平成3年10月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中50特発性大腿骨頭壊死症に係る部分については、平成4年1月1日から施行する。

付 則（平成4年7月31日規則第36号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

付 則（平成4年10月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中52混合性結合組織病に係る部分については、平成5年1月1日から施行する。

付 則（平成5年6月30日規則第36号）

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

付 則（平成5年9月27日規則第39号）

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

付 則（平成5年12月24日規則第55号）

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

2 平成6年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給の制限についてこの規則による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則第4条第1項の規定が適用される場合においては、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成4年法律第5号）による改正前の地方税法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でない者として算定した同法第313条第1項に規定する総所得金額）」とする。

付 則（平成6年8月1日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成6年12月28日規則第89号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

付 則（平成7年7月31日規則第40号）

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

付 則（平成7年9月29日規則第48号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

付 則（平成8年2月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年4月1日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年7月31日規則第70号）

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

付 則（平成8年10月31日規則第82号）

この規則は、平成8年11月1日から施行する。

付 則（平成8年12月25日規則第88号）

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

付 則（平成9年7月31日規則第42号）

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

付 則（平成9年12月26日規則第58号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

付 則（平成10年4月30日規則第54号）

この規則は、平成10年5月1日から施行する。

付 則（平成10年7月31日規則第61号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

付 則（平成10年9月30日規則第73号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

付 則（平成10年11月30日規則第77号）

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

付 則（平成11年3月31日規則第46号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則第1号様式及び第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成11年7月30日規則第70号）

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

付 則（平成12年3月31日規則第42号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則第1号様式及び第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成12年7月31日規則第94号）

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

付 則（平成13年5月28日規則第64号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の墨田区心身障害者福

社手当条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表の規定は、平成13年5月1日から適用する。

- 改正後の規則別表に規定するライソゾーム病に該当するに至った者が、この規則の施行の日から平成13年6月30日までに認定の申請をしたときは、該当するに至った日（その日が同年5月1日前であるときは、同日）に申請があったものとみなす。

付 則（平成13年7月31日規則第76号）

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

付 則（平成14年5月31日規則第53号）

- この規則は、平成14年6月1日から施行する。
- この規則による改正前の墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定により次の表の左欄に掲げる疾病にり患して心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の対象となっている者は、同表の右欄に掲げる疾病にり患して手当の対象となっている者とみなして、この規則による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定を適用する。

ハンチントン舞踏病	ハンチントン病
ウイルス輪閉塞症 ^{そく}	モヤモヤ病（ウイルス動脈輪閉塞症 ^{そく} ）
クロイツフェルト・ヤコブ病	プリオン病
ファブリー病	ライソゾーム病（ファブリー病含む。）
ライソゾーム病	

付 則（平成14年7月31日規則第63号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

付 則（平成14年9月30日規則第68号）

- この規則は、平成14年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 施行日の前日にこの規則による改正前の墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表に掲げる疾病のうち慢性肝炎又は肝硬変・へパトームのり患により墨田区心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給を受

けていた者（以下「受給者」という。）については、当該疾病に係る手当の支給に関する限りにおいて、施行日から起算して6月を経過する日又は墨田区心身障害者福祉手当条例（昭和48年墨田区条例第22号。以下「条例」という。）第5条の規定により受給資格が消滅した日のいずれか早い日までの間は、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

- 3 受給者で、施行日から起算して6月を経過する日において手当の支給を受けているものであって、市町村民税非課税世帯（受給者及び受給者と同一の世帯に属する者（受給者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）が受給者と同一の世帯に属しない場合には、当該扶養義務者を含む。）全員が、手当の支給を受ける月の属する年度の前年分の地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市町村民税（同法の特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（特別区又は市町村の条例に定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）である世帯をいう。以下同じ。）に属するもの（以下「非課税世帯受給者」という。）については、当該疾病に係る手当の支給に関する限りにおいて、施行日から起算して3年を経過する日（条例第12条に規定する状況調査の際に非課税世帯受給者の属する世帯が市町村民税非課税世帯でなくなったときは、その日）又は条例第5条の規定により受給資格が消滅した日のいずれか早い日までの間は、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

- 4 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者が、前項の規定によりなお効力を有することとされた旧規則第14条の規定による届出書を提出するときは、区長が別に定める書類を添付しなければならない。

付 則（平成15年3月31日規則第13号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則第1号様式（表）、第2号様式（表）及び第9号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成16年3月31日規則第31号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成16年11月5日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年3月31日規則第25号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成17年10月20日規則第109号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年6月12日規則第62号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則第4条の規定は、平成18年8月分以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同年7月分以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。

付 則（平成18年9月29日規則第75号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第43号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年12月1日規則第67号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則（以下「新規則」という。）別表の規定（「原発性肺高血圧症」を「肺動脈性肺高血圧症」に、「特発性慢性肺血栓^{そく}性肺高血圧症（肺高血圧型）」を「慢性血栓^{そく}性肺高血圧症」に改める部分を除く。）は、平成21年10月1日から適用する。
- 2 新規則別表75の項から81の項までに規定する疾病に該当するに至った者が、

この規則の施行の日から平成22年1月31日までに難病の認定の申請をしたときは、該当するに至った日（その日が平成21年10月1日前であるときは、同日）に申請があったものとみなす。

3 前項の場合において、墨田区心身障害者福祉手当条例（昭和48年墨田区条例第22号）第3条第1項本文に定める支給要件に該当するに至った日が平成21年10月1日以後であるときは、同日に申請があったものとみなす。

4 この規則による改正前の墨田区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定により次の表の左欄に掲げる疾病にり患して心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給対象となっている者は、同表の右欄に掲げる疾病にり患して手当の支給対象となっている者とみなして、新規規則の規定を適用する。

ミトコンドリア脳筋症	ミトコンドリア病
原発性肺高血圧症	肺動脈性肺高血圧症
特発性慢性肺血栓 ^{そく} 性肺高血圧症（肺高血圧型）	慢性血栓 ^{そく} 性肺高血圧症
特発性肥大型心筋症（拡張相）	肥大型心筋症

付 則（平成23年9月30日規則第47号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成24年3月31日規則第28号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定は、同年8月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第2条第1項の規定は、平成24年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成25年3月29日規則第23号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日規則第14号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年2月17日規則第11号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる疾病を有していることにより受給資格の認定を受けている者は、同表右欄に掲げる疾病を有する者として受給資格の認定を受けたものとみなす。

多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	皮膚筋炎／多発性筋炎
	全身性強皮症
パーキンソン病関連疾患	進行性核上性麻痺 ^ひ
	パーキンソン病
	大脳皮質基底核変性症
高安病	高安動脈炎
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	もやもや病
結節性動脈周囲炎	結節性多発動脈炎
	顕微鏡的多発血管炎
ビュルガー病	バージャー病
アミロイドーシス（原発性アミロイド症）	全身性アミロイドーシス
ウェゲナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
アレルギー性肉芽腫性血管炎	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
成人スティル病	成人スチル病
重症多形滲出性紅斑（急性期） ^{しん}	スティーヴンス・ジョンソン症候群
	中毒性表皮壊死症
間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端	下垂体性ADH分泌異常症
	下垂体性TSH分泌亢進症 ^{こう}
	下垂体性PRL分泌亢進症 ^{こう}

巨大症又は下垂体機能低下症	クッシング病
	下垂体性ゴナドトロピン分泌 ^{こう} 亢進症
	下垂体性成長ホルモン分泌 ^{こう} 亢進症
	下垂体前葉機能低下症

3 この規則の施行の際現に劇症肝炎又は重症急性膵炎^{すい}の疾病を有していることにより東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）に基づき医療費の助成を受けている者に係る心身障害者福祉手当については、当該医療費の助成を受けている間において、なお従前の例による。

付 則（平成27年8月11日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

付 則（平成28年1月4日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年12月28日規則第99号）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第4条第1項の規定は、平成30年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成30年6月29日規則第42号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

様式 省略